

## 委員から寄せられた意見と基本方針の修正点

ページ・項目	委員	意見の概要	修正
全体	田村委員	○「学校」「児童生徒」のみならず、保育園・幼稚園・学校以外の学びの場・職場などにおける全てのいじめを防止する方針。学校の範疇を超えて、地域社会で子どもの育ちを支え、子どもの命を守り抜く、大きな視点と枠組みの設定が必要。	→国の基本方針を参酌し、児童生徒の健全な成長のために、学校・家庭・地域・その他の関係者の取組のもとになるものと考えた。
	田村委員	○細かな部分まで記載してあるので、読まれない可能性もある。簡単に説明がされるダイジェスト版が必要。	→検討
目次	田村委員	○いじめ防止基本方針であることはわかっているので「いじめ」という単語は極力使わない表記を。	→省略できる部分は、「いじめ」を省略した表記をする。
p1 はじめに	市川委員	○被害者・加害者だけでなく観衆と傍観者について触れられていることが大切な点である。いじめが起きない集団にするために、観衆・傍観者の一人でも仲裁者や相談者になっていくことが大事。	→国の基本方針の「6 いじめの理解」にあるいじめの構造を盛り込んだ。
p1 1 いじめ防止等の対策の目指す方向	伊藤委員	○いじめ防止という言葉をはっきり入れるべき。また、「存在感」という言葉がしっくりしない。自己有用感や充実感という趣旨か。	→ <u>児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努めます。</u> と修正。
p2 2 いじめとは (1) いじめの認知	夏目委員	○四角い箱の中の文章はわかりづらい。“「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒と一定の人間関係のある（当該児童生徒が在籍する学校に在籍するなど）他の児童生徒が行う倫理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）”とできないか。	→いじめ防止対策推進法、国の基本方針における定義を踏まえている。
p2 (2) 見えにくい いじめ	伊藤委員	○「暴行や傷害、恐喝などのように、警察に通報する必要のある事案」は、犯罪行為即警察介入と印象づける。表現の変更を。	→「 <u>犯罪行為として取り扱われるべきもの</u> 」と法23条の表現に変更。
	市川委員	○「ふざけ」に含まれると思うが、近年は「遊ぶふりをして」という加害者側が正当化しやすい仲間内でのいじめも要因の一つと捉えている。	→「 <u>遊び</u> 」を加筆。

<p>p2 (2) 見えにくくいじめ</p>	<p>伊藤 委員</p>	<p>○第3段落、問題を見えるようにしていくための過程も明記したい。</p>	<p>→「<u>いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、</u>」を加筆。</p>
<p>p2 (3) いじめの背景</p>	<p>伊藤 委員</p>	<p>○加害児童生徒の抱えるストレス等はいじめの背景として指摘されている。背景に加えたい。</p>	<p>→<u>いじめには、多様な背景が考えられます。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合があります。(中略)そのため、児童生徒を取巻く状況等を多方面から探り、気持ちを読み取るようにすることが必要です。そうすることが日常的な未然防止にもつながります。</u>と加筆。</p>
	<p>近藤 委員</p>	<p>○いじめの背景が限定的。誤解されないように多様な要因が関係していることを述べたい。</p>	
<p>p3 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方 (1) いじめの未然防止</p>	<p>伊藤 委員</p>	<p>○子ども、教職員、保護者による、子どもの人権、子どもの権利、いじめの本質や対応についての学びという観点を明記したい。</p>	<p>→p8、学校の未然防止の取組に項を設け、「<u>いじめの防止等のための対策など職員の資質能力の向上のための研修、子どもの理解等についての保護者と合同の研修を実施。</u>」を位置付けた。</p>
	<p>上村 委員</p>	<p>○子どもたちの間で生じる様々なトラブルは、自他を理解する機会であり、自分の感情を表現しつつ他者と折り合いをつけるといった関係作りを学習する重要な機会である。いじめの未然防止とは、必ずしも子ども同士のトラブルがなくなることを目指すものではないと考える。</p>	<p>→「<u>児童生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえて指導し、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育む。</u>」を加筆。</p>
	<p>角田 委員</p>	<p>○どんなに頑張っても、価値観を認め合い、良き人間関係を築くことができない相手もいる。むしろ、つき合うことで自分自身を損なうような相手とは距離を置くことが必要であることも、併せて伝えていくことが肝要。</p>	
	<p>市川 委員</p>	<p>○いじめの未然防止に「・児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりを行う」とあるが、いじめを抑止できる、あるいは、自浄作用ができる集団づくりというような観点はどうか。</p>	

p 3 (3) いじめの早期発見	市川 委員	○「・日常的な児童生徒や保護者と学校職員、学校と地域、関係機関との信頼関係の構築」とあるが、この項目についての内容が想起しづらい。説明が必要。	→「 <u>学校職員はふだんから児童生徒や保護者と信頼関係を築くように心がける。また、日常的に、学校と地域、関係機関等が顔の見える関係を構築しておく。</u> 」と修正。
p 4 1 いじめ防止等のための県の取組	田川 委員	○「いじめ防止対策推進法」に設置の根拠がある組織の相互関係を図示したらどうか。(法的根拠と役割、所管の明示)	→いじめ問題対策連絡協議会(仮称)組織を図示。
	田川 委員	○県の取組は、学校設置者(高校、私立学校等)としての役割と、市町村立学校の設置者である市町村を統括する立場としての役割を、分けて示すべきではないか。	→明確に分けられず、だぶる部分が出てくるため、まとめて記述する。
p 5 (2) 未然防止の取組	市川 委員	○長野県で進めてきた人権教育の視点が入ってもよいのではないか。	→「 <u>人権教育の視点に立った教育活動の推進、</u> 」を加筆。
	市川 委員	○「イ 広報・啓発活動」は、家庭・地域だけでなく、子どもたちが主体的にいじめ防止に取り組むように推進するというような活動も考えられる。	→ア学校の教育活動充実のための支援の「 <u>児童生徒の自主的活動</u> 」に含む。
p 5 (3) いじめの早期発見の取組	夏目 委員	○イ 相談体制整備については、出来れば問題を <u>学校とかの内部だけでなく</u> 、外部に出すことで早期発見、早期対応に結びつきやすい環境を作ることが出来ると思うので、第三者機関という文言も入れ、・「電話等でいじめの通報・相談を受け付ける <u>第三者機関を含めての窓口の整備とその周知</u> 」とした方がよい。	→学校では学校外の相談窓口の周知も行っている。その中には第三者機関も含まれている。「 <u>学校外の</u> 」と加筆。
	伊藤 委員	○イ 相談体制整備については県の子ども支援条例の総合相談対応体制とは別個に設けるという趣旨か。県のこども支援条例の総合相談窓口に一本化するのがよい。	
p 6 2 いじめ防止等のための市町村の取組	田川 委員	○いじめの歯止めとなり得る「出席停止制度」の適切な運用や学級編成替え、就学すべき学校の指定変更(区域外就学)等についての記述が必要か。	→また、義務教育段階の児童生徒に関して、 <u>出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等</u> いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する等の学校への支援も必要です。 <u>と追加。</u>

<p>p6 3 いじめ防止等のための学校の取組 (1) 学校いじめ防止基本方針</p>	<p>田川 委員</p>	<p>○学校いじめ防止基本方針は策定することが目的ではない。掲載すべき内容等を示したフォーマットを例示し、プロセスが重要であることを謳いたい。保護者・地域・児童生徒を巻き込んで策定していくことがいじめの抑止につながると考える。</p>	<p>→《<u>学校いじめ防止基本方針の項目例</u>》を追加。</p>
	<p>伊藤 委員</p>	<p>○学校いじめ防止基本方針の策定にあたっては、子ども自身の意見も取り入れたい。また、周知も適切に行う必要がある。</p>	<p>→策定にあたっては、<u>保護者や地域の方の参画を図ったり、児童生徒の意見を取り入れたりすることで、学校のいじめ防止等の取組を円滑に進めていくことが期待されます。</u>と加筆。</p>
<p>p7 (2) 学校におけるいじめ防止等の組織の設置</p>	<p>胡桃澤 委員</p>	<p>○組織のイメージが伝わりにくい。また、事実確認では、いじめた側の生徒がいじめの事実を認めない場合など、保護者とのトラブルも想定される、様々な場面の責任の所在を明確にしておく必要がある。</p>	<p>→p7にイメージ図（例）を追加。 →学校の取組の責任は校長と考える。</p>
<p>p8 (3) いじめの未然防止の取組</p>	<p>夏目 委員</p>	<p>○「ア いじめの起きにくい学校、学級づくり」こうした取組のプログラム作成には先生による得手不得手がある。プログラムの作成、提供を外部からの講師、あるいはプログラム自体の提供が可能なシステムがあるとよい。</p>	<p>→学校の職員研修資料として「いじめ対応充実の手引き④」を発出。各学校の実情に応じた取組を検討することが学校の責務と考える。その際、外部講師を招いたり、地域人材を活用したりするなどの工夫も必要。p6のリード文に記述。</p>
	<p>市川 委員</p>	<p>○「(ア) 日々の授業の充実」は、学習内容の確実な定着とともに、教師による指名のしかた、グループ学習等の工夫で、自尊感情を高め、子ども自身が自己の存在確認ができることも必要。</p>	<p>→p7学校の未然防止の取組に項を設けて「<u>・教師自身が、人権感覚を大切にした教育活動を展開。</u>」を加筆。「いじめ対応充実の手引き③」を参照。</p>
	<p>市川 委員</p>	<p>○「(イ) 児童生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ」の「<u>・児童生徒が仲間と気持ちを一つにして取り組む・・・</u>」について、児童生徒一人ひとりが役割を自覚することが大切なのではないかと。</p>	<p>→「<u>自分の役割を自覚し、</u>」を加筆。</p>
<p>p9 (4) いじめの早期発見の取組</p>	<p>夏目 委員</p>	<p>○「イ 相談体制の充実」、「児童生徒や保護者が安心して相談できる校内相談窓口の設置と周知」の中にも校内・校外両方の相談窓口を…という感じがあるとよい。第三者機関の相談窓口の協力、連携が必要。</p>	<p>→「<u>また、校外相談窓口の周知。</u>」を加筆。「ひとりでなやまないで・・・」を想定。</p>

	夏目 委員	○「ウ アンケートやチェックリストの活用」について、子どもたちの学校外の生活についても情報が得られる内容も入れるとよい。	→「 <u>学校内外の</u> 」を加筆。
p 9 (5) いじめ が起きた時 の対応	夏目 委員	○ <u>指導</u> という表現は、正すという感じが強い。いじめた児童生徒に関しても、支援と呼ぶべき関わりが必要。被害者に対する支援、加害者に対する <u>指導</u> という感覚でなく、加害者に対しても必要なのは <u>支援</u> 。	→いじめられた児童生徒や保護者を守ることを第一として対応するため、支援としている。指導には支援や助言も含まれる。 <u>p1 目指す方向にも同様に位置付けた。</u> 国の基本方針「学校におけるポイント」で使用している言葉に準じている。
	夏目 委員	○「いじめた児童生徒への指導」については、少々単純。いじめのある状況、実態の把握をし、なぜこのような状況が生まれているのかを考えながら（仮説も含めて）、加害者側には行為の解決のための関わりを持つことが必要。	→ <u>p 9(5)いじめが起きたときの対応に、児童生徒への支援・指導を簡潔に示した。</u> 学校の職員研修資料として「いじめ対応充実の手引き⑬⑭⑮」を発出。各学校のいじめ対応マニュアルを整備してほしい。
p 10 (6) ネット 上のいじめ への対応	夏目 委員	○ラインを含めメールの生徒間同士のやり取り等について、学校側が規制をするなど、真夜中にライン、メールを発信しない等、対応せずに済む大義名分を子供たちに与えてあげることなども必要。	→学校で規制することは困難。p 8 ウに <u>情報機器の使用に関する申し合わせ作りなどの活動への支援</u> を加筆。
p 10 (7) その他	夏目 委員	○「ア 教員が児童生徒と向き合う時間の確保」については、絵に描いた餅にならないように、現在の先生方の仕事の内容を整理しなおし、これまでやってきた校務を減らす、あるいは一部の作業をやめるなどして、時間を作る必要がある。	→「 <u>仕事の内容を整理したりするなどして、</u> 」を加筆。
	伊藤 委員	○基本方針策定により、各学校で行っている取り組みに加えて、行わなければならないこととは何か。教職員人事の改善という観点も具体的に盛り込みたい。	→「 <u>仕事の内容を整理するなどして、</u> 」を加筆。教職員人事に関してこの方針では記述しない。

p 10 4 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携したい いじめ防止等の取組 (1) 保護者の役割	夏目 委員	○「家庭生活や情報機器の使用等のルールを子どもと共に考える」とてもよいが、学校側からの発信で、情報を流す手段を電話、通知文等々、複数の手段で対応できる環境を整えることも大切。	→学校としてすべきことと考える。
	田川 委員	○推進法第9条に「責務」として明示されていることから、一の3(4)として項を起し「保護者の責務について」として基本的な考え方の中を含めたらどうか。	→「 <u>保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、家庭の温かな人間関係の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育み</u> 」と加筆。 また、「 <u>日ごろから子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。</u> 」も例として加筆。
p 12 5 重大事態への対応 (2) 学校の設置者又は学校の対応	伊藤 委員	○学校や教育委員会が設置した機関の調査ではその不信感が払拭できない場合もあるので、条例に基づく調査機関設置制度があることが望ましいと思う。	→県教育委員会では「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会の設置について』」をもとに、第三者性を確保して調査を実施することを想定。
p 13	上村 委員	○「(イ) 調査結果の報告」の「所見をまとめた文書の提供を受け」の「所見をまとめた文書」はいつ、誰が作成するものなのか、「提供を受け」とは誰が提供し、誰が受け取るものなのかがわかりにくい。これらをわかりやすく記述。	→「 <u>学校の設置者又は学校は、調査結果を上記アのように報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えます。</u> 」と訂正。